

平成 24 年度第 7 回児童福祉専門分科会会議録

- 1、開催日時 平成 24 年 7 月 21 日（土）9:15～12:15
- 2、開催場所 青森市役所第 2 庁舎 2 階 庁議室
- 3、出席委員 宮崎秀一会長、石岡まつ委員、原朗委員、西村恵美子委員、松浦健悦委員
鳴海明敏臨時委員、石橋修臨時委員、高橋多恵子臨時委員、小笠原梓臨時委員
- 4、欠席委員 佐藤秀樹委員、沼田徹委員
- 5、事務局出席者 健康福祉部長 福井正樹、健康福祉部次長 今村貴宏、
子どもしあわせ課課長 館山新、子どもしあわせ課主幹 西澤哲司
子どもしあわせ課主査 坂本亮、子どもしあわせ課主事 渡邊幸子
- 6、会議内容
 - 1、開会
 - 2、健康福祉部長あいさつ
 - 3、案件
 - (1) (仮称) 子どもの権利条例骨子案の検討
 - 4、その他
 - 5、閉会

案件（1） （仮称）子どもの権利条例骨子案の検討

◆事務局より資料 1～資料 4 について説明

○事務局

資料 1 について、市の法令審議会で、一定程度内容を揉んでいただくということを、新たにやらなければならないことになり、その部分で若干のスケジュール変更がある。前回示したスケジュールの内容では、本日の児童福祉専門分科会の内容を踏まえ、7 月 25 日にしあわせ検討会議を行い、7 月 30 日に児童福祉専門分科会と子ども委員会議の合同会議を開催し、最終的な決定をするという流れにしていたが、今回示した最新のスケジュールでは、7 月 26 日に法令審議会で条例の骨子案を審議していただくという日程が加わった結果、7 月 30 日に子どもしあわせ検討会議で協議していただき、8 月 8 日から 10 日までの間に児童福祉専門分科会と子ども委員会議の合同会議を開催し、条例骨子案の仮決定を行いたいと考えている。8 月 16 日に条例骨子案について市長決裁を取った後、8 月 31 日の臨時庁議でパブリックコメントの実施を報告して、9 月 1 日からのパブリックコメントの実施に入っていくという形になっている。

次に、資料 2 は、骨子案についての今までの議論の経緯になっている。右側から 2 番目が、7 月 8 日専門分科会起草委員案ということで、7 月 8 日の児童福祉専門分科会で話し合われた内容になり、一番右側が 7 月 17 日専門分科会起草委員案ということで、7 月 17 日に起草委員の皆様とお話させていただいた内容を踏まえたものになっている。

続いて、資料 3 は、7 月 8 日と 7 月 17 日に話し合われた内容を盛り込んだものになっている。3 ページの、前文の四角で囲まれた部分では、例えば、「前文を以下のとおり修正」とあるが、①と②については、変更なしとなっている。③については、「子どもの権利の保障について、本市がこれまで取り組んできた経緯」ということで、話し合いの結果、追加したほうがいいのではないかということで、追加項目ということで挙げられている。そして④は、「大人

は子どもの声に最後まで耳を傾けてほしい」、「大人は子どもの良いところはほめて欲しい」、「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」など、子どもたちの願いに応えるものであること、という形で前回まで来ているが、7月8日と17日に出された意見を踏まえて、変更後ということで、「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」、という形に変更になっている。この説明としては、この部分は、子どもの権利条約より子どもたちが拾い上げたものだが、それが、条約の条文の順番に並んでいないというご指摘を受け、条約の条文の順番に並べ替えたというところと、子ども宣言文の表記がきちんと記載されていなかったということで、手直しを掛けたということになる。以下、同じような形で見ていただきたいと思います。

資料4については、資料3の内容を踏まえて、結果として本日話し合いをしていただく骨子案のベースとなるものとなっている。本日は資料3と資料4を基本に、皆様にご議論していただきたいと考えているので、よろしくお願いいたします。

意見主な意見は以下のとおり

【資料3】「(仮称) 子どもの権利条例骨子案」に基づき議論

◆前文について

- 前文の⑤の部分で、「若い命を常に生み育む場をイメージ」とあるが、「常に」という言葉ではなく、もう少し別な言葉を入れたほうがいいのではないか。例えば、「つながる命を生み育む」というのはどうか。つながる命があつての若い命ということなので、文章化する際の参考にしていただけだと思います。
- 前文の⑤が、「子どもにとってやさしいまちづくりは、全ての人にやさしいまちづくりであること」だったのが変更になっていて、変更後のものは、全ての人にやさしいまちづくりというニュアンスが薄まってしまったようだが、そのあたりについては、何か議論があったのか。
- 「全ての人にやさしいまちづくり」に代えて、青森らしさを出したということで、そのような表現になったということになる。
- 青森らしさを出すということについて私は賛成だが、子どもにとってやさしいということは全ての人にやさしいのだというのが、素敵な主張だと思うので、このニュアンスが消えてしまったのが少し残念だと思う。子どもにとっていいことはみんなにとっていいことなんだという考え方がベースになって、今まで話が進んできたように思うので、今後、文章化していく中で、そのニュアンスが書き込まれるように工夫をしていただければいいと思う。
- どこの自治体の条例でも、「やさしいまちづくり」という言葉は当然のごとく使われているのだが、具体的にイメージされにくいということもあって、⑤の部分の表現が後退してしまったということがあるかと思う。しかし、この部分は重要なキーワードでもあるので、前文の中でどう生かして表現していくかということも大事だと思う。
- ③の項目を追加したことは、大変いいことだと思う。この条例が、いきなり出てきたものではなく、これまでの市の取組みの延長線上にあるのだということが明確になることはいいこと

だと思う。

- ⑤と⑥で、「イメージ（想起）」、「パートナー（仲間）」という表現があるが、実際に文章化する際にもこのような書き方になるのか。確かに、「仲間」と言うより「パートナー」と言うほうが、今の時代だとイメージしやすいということもあるのだと思うが。
- 片仮名の表記に対してナーバスに成らざるを得ないというか、後ほど「プライバシー」という表現も出てくるが、この言葉も法令上はまだ使われていないということで、片仮名の表記を避けられるものがあれば、できるだけそうしたほうが良いということになると思う。

○事務局

この部分の表現については、パブリックコメントの際には箇条書きで出すので、とりあえずこのような表記で構わないと思う。このあたりの表記については、法令審議会の中でも、こちら側の意図としてお話をさせていただくが、それがいいのか悪いのかという結論が出るかどうかは、今の時点では分かりかねるので、今後、これを条文化していく際に、果たしてこのような表記が適切であるかどうかということを、整理していくということになると思う。

- 「育ち合う」という表現が、私たちの独特な言い回しで使われているということであるならば、あえて鍵括弧を付けたくなるのだが、条例の中で鍵括弧を使用しているのかということについては分からない部分になる。他にも、青森をそのまま表記してもインパクトが無いので、「青」い「森」というように、鍵括弧で括ったらどうなのかということも個人的には思っている。
- 「パートナー」という言葉が、大人と子どもが互いに育ち合うということをきちんと言うためのとても大事な部分になるのだと思うが、そうだとすると、大人も子どもも社会の構成員だという言い方でなければならないと思う。ここで、「パートナー（仲間）」と言い切ってしまうことで、私たちと、この条例を実際に利用しなければならない人たちとの間で、解釈の仕方に齟齬が生じないだろうかということを考える。

◆第1章（総則）について

- 1の「目的」について、前段の「～できるよう」という部分があることによって、目的が不鮮明になるという意見があるが、起草委員会での議論のやり取りでは、この条例を、国際条約があるから本市でも作るんだというように、一気に言ってしまうだけでは弱いということで、前段の表現を残したという経緯がある。ただ、この文章は、「豊かに成長し、発達していくことができるよう」という部分が少し長いので、成長と発達を両方言わないで、「豊かに成長することを実現するために、子どもの権利を推進することを目的とします」という表現にしてはどうか。
- 「発達していくことができるよう」という表現では少し弱いような感じがするので、「自分らしく豊かに成長し、発達していくという子どもにとって大切な権利」と言ったほうが良いのではないかと思う。

◆第2章（子どもにとって大切な権利）について

- 第2章について、表現はこういう形でいいと思うが、解説のときに、どう解説していくかということが大事になってくると思う。1つは、2の「安心して生きる権利」の④に、いじめ、虐待、体罰、有害な環境とあるが、これについては解説の中で、いじめとは何をもっていじめなのか、有害な環境とはどういうものをいうのか、というように、詳しく定義していくということでもいいのか。同じように、5の「意見を表明し参加する権利」を見ていくと、①では「表現すること」、②では「表明すること」、③では「主張できること」というように、言葉がそれぞれ違っているが、これについても解説の中で、思ったこと、感じたことを表現するとはどういう行為のことを言うのか、自分の意見を表明するとはどういうことなのか、主張とはどういうことなのかということを解説することになると思うが、子どもたちに分かってもらえるように、うまく解説していくことがとても大事だと思う。そして、解説の中で書かれる具体的な行為に対して、第4章の権利の保障というところが出てくるのだと思うが、ここについて、第2章での規定が無ければ、第4章の権利保障の取組みが、実際の場面においてとても難しくなってくるのではないかなと思う。

いじめでも、いじめている方と、いじめられている方では、意識が違うわけで、いじめられているという申立てがあったときに、それがいじめなのか、いじめでないのか、救済の対象になるのか、ならないのかということで、この条例を基にして、救済委員が動くということになるのではないかと思いますので、非常に難しいとは思いますが、何をいじめとするのか、有害な環境とは何なのかということを、解説の中できちんと書いておかなければならないと思う。

それから、5の「意見を表明し参加する権利」のところで、④に「適切な配慮がなされる」とあるが、これは、子どもの希望なり意向が、自動的に認められるということではなく、表現したり表明したりする自由はあるし、主張する権利もあるけれど、それが実現するかどうかというのは別の話なので、子どもの願いが全て叶うということが最善の利益ではないのだということ、子どもにも分かるように解説の中で書くことができればいいと思う。

- 2章と4章との関わりというのが、なかなか難しい点だ。権利擁護委員が相談を受けたり調査したりするときに、このケースは2章での定義に当てはまらないと言ってしまうのではなくて、想定していないような権利侵害もあるだろうから、2章での定義をどうするかということが重要になってくるのだと思う。
- 5の「意見を表明し参加する権利」の、「子どもには、自分の意見を表明し社会に参加するために、次のことが保障されます」という最初の文章のところで、ユニセフの抄訳にもあるように、「他人に迷惑を掛けない」という一言を入れたい。その部分については、第2章の1の②に含むという話もあったし、解説の中で書くということにもなっていたかと思うが、特に⑤の「仲間をつくり、集まり、活動すること」という部分では、1の②の表現だけでは弱いと思う。他人の権利を尊重しなければならないということと、他人に迷惑を掛けないということが果たして同義なのかということで、そこが懸念される。
- 私は、今までずっとこの条例に関わってきているので、他人に迷惑を掛けないということも、他人の権利を尊重することなのだということが理解できるが、これを中学生や高校生が見たときに、理解できるのだろうかというところには不安がある。
- 5の最初の部分に「他人に迷惑を掛けない」という一文を入れたほうが、子どもたちも理解しやすいと思うし、安心感が出ると思う。

- 意見を表明するということは、他人の権利を侵害したり、他人の迷惑に？ がるような場面が多く想定されるので、学校現場の立場から考えると、5の部分に「迷惑を掛けない」という一言があると、非常に心強いような気がする。
- 第2章まで見ていくと、個人の権利はきちんと認めますという部分はたくさんあって、これはこれでいいと思うが、他人の権利も尊重しなければならないという、自分だけが良ければいいわけではないのだということを、もっと強く言わないと、何を言っても、何をやってもいいんだという捉え方をされる恐れがあると思うので、この1の②に書いてあることを、もっと大きな1つの項にしてしまったほうがインパクトがあるのではないかと思う。
- この条例は、子どもたちを対象とした条例なので、子どもに分かりやすいほうがいいということ言えば、迷惑を掛けてはいけないということをきちんと書いてあげたほうがいいと思う。
- そのことを、もし、条例の中を書くとしたら、「次のことが保障されます」の次に、「ただし」と、ただし書きをつけるという案はどうか。2章の2、3、4については、子ども個人がどう生きるかということに関わる権利なので、ストレートに「保障されます」と言ってしまうと思うが、5は、社会との関わりのあるところにおける子どもの権利ということなので、5にただし書きを加えることは、全体のバランスを欠くことにはならないのではないかと思うが、「迷惑を掛けてはいけません」と明記するのはいかがなものかと思う。個人の権利が全体の権利と対立するということとはよくあることで、「迷惑を掛けてはいけません」と書くことによって、個人の主張が抑えられてしまうことになってしまうのであれば、条例の趣旨としてはいかがなものかと思うので、せめて書くとしたら、「ただし、他人に迷惑を掛けるかどうか、その判断をすることが求められます」とか、「ただし、これらの権利の行使に際しては、他人に迷惑を掛けるかどうかという判断を求められます」などという書き方はどうか。
- この条例は、道徳を説くところではないのだと思うし、規制をするようなものでもないと思う。条例は、子どもたちの力を付けていくためのものであるという趣旨が、いちばん大事であると思う。それが適正になされていないがゆえに、いろいろな問題が出てきているということもあるかと思うので、徳目を唱えるというスタンスではないほうがいいと思う。しかし、皆さんのご意見というのは大事な部分になるので、「迷惑を掛けない」ということを、別な形で打ち出していくということであれば成り立つと思う。それをどのように入れ込んでいくかというところの問題になるかと思う。
- ねらいとしては、ポジティブな形で社会に参加したり、意見を表明しながら、自立した市民として成長していくことを促すための権利なのだが、そこには摩擦が生じる懸念もあるということで、逸脱するものに対してどのようにブレーキを掛けることができるかというのがポイントになる。
- 5の最初の文章を、「子どもには、他人の意見も尊重しつつ、自分の意見を表明し社会に参加するために、次のことが保障されます」というようにすれば、何を言ってもいいということではないのだということで、少しはブレーキを掛けることができるのではないか。
- 意見を表明するということは、相手がいるということなので、このことが、「他人の意見を尊

重する」というところで意識できるのかなと思う。自分だけでなく相手もいるのだということが分かりやすくなっていいと思う。

- 子どもたちがこれを読んだときに、自分の意見を表明できるけれども、相手のことも思いやらなければいけないということに気付くことができるのでいいと思う。
- 「2 安心して生きる権利」の④のところで、前回までは、いじめ、虐待、体罰の他に、「その他の暴力」というのがあったが、例えば、子どもが有職少年から暴力を振るわれることなどを考えると、やはり前回まであった「その他の暴力」という表現を入れてもらいたいと思う。
- いじめ、虐待、体罰に加えて「その他の暴力」ということだが、ただ「暴力」と言ってしまうと、肉体的なものだけに限定されてしまうということになるので、そこには精神的なものも含まれるのだということで、「精神的暴力」と言う必要があると思う。それで整理してみると、「いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力及び有害な環境から守られること」となるだろうか。

◆第3章（子どもにとって大切な権利を保障するための市の役割）について

- 4の「子どもの命と安全を守るための取組」の①ところで、「いじめ、虐待、体罰」という表現が出てくるが、そこについては、前の2章にも出てきているので、「いじめ、虐待、体罰等」とするだけで、あとは解説で補うということにしたい。
- 第1章の4のタイトルを、「大人の役割」から「大人の責務」に変更したが、この第3章のタイトルを「市の責務」とすることはできるのだろうか。それが難しいということであれば、内容的に、取組みも含まれているということで、「責務と取組」若しくは「役割と取組」とするのはいかがか。最近の様々な国の法律を見てみると、「国の責務」、「地方自治体の責務」、「国民の責務」というように、「責務」という言葉が使われているし、第1章の4の「大人の責務」にも対応することになるが、事務局の考えはいかがか。

○事務局

市の業務は、予算があり、施策があり、進めていくわけなので、「責務」となってしまうと、ここに書いてあることをすべからくやっていかなければいけないということになってしまう。確かにやっていかなければいけないのだが、その中で、当然、取捨選択というものが出てくるので、できうれば、「役割」のままでいかせていただきたい。

○事務局

この第3章に書いてあることは、「努めなければなりません」や、「努めるものとします」というような語尾の表現で分けられているとおり、義務についての強弱が付けられているわけだが、それらを全て1つに括り、「責務」としてしまうと、結局、そこに書いてある内容というのは、全て市が責任を持ってやらなければならないことになってしまうので、このように、義務の強さ弱さが混在している状態では、「責務」という言葉は正しい章立ての表現にならないと思う。そういう意味での正しい表現をするとすれば、「責務と役割」ということになると思う。

- 修正するとすれば「責務と取組」になるのではないだろうか。「役割」というのは、どちらか

というと尊重義務になるような感じがするので、もう少し強めに「取組」と言ったほうがいいのではないかと思う。行政サイドとして「責務」という言葉がどうしてもまずいということであれば、「役割と取組」という表現にしたいと思う。

- 2の「子どもの育ちへの支援」の部分で、①では「交流したりする場や機会を提供する」、②では「居場所づくりを進める」、「意見を表明し参加する機会や相談の場を設ける」とあるが、これらの場や機会、居場所などについては、これから取り組んでいくということでいいのか、それとも、現時点で具体的に取り組まれているものはあるのか。

それから、③に「子どもが差別や不利益を受けないよう体制を整備すること」とあるが、ここで言っている「体制」というのが、何を指しているのか分からないので確認したい。

○事務局

交流したりする場や機会については、例えば、子ども会なども対象になるかと思う。居場所づくりについては、放課後子ども教室や児童館の活動というのが、これに当てはまると思う。ただ、「体制」ということについては、具体的に何があるということをお答えするのが苦しい状況にあるが、4章の救済についての取組に？ がっていくものになるかと思う。

- 4章は、どちらかというと事後的な救済がメインになってしまうので、予防を含めたものとなると、ここはもう少し広い意味になるはずだと思う。ここは、恐らく、差別や不利益を受けないよう努めると言ってしまうと、具体的な市の取組としては表現が抽象的過ぎるということで、ひとまず「体制を整備する」という表現になってしまったという感じではないか。

○事務局

2の③については、あまり本質的な部分の議論はされていないのだが、2章にあるいろいろな権利の中で、特に大事なものを再掲しているというような側面がある。ただ、具体的な差別や不利益の内容については、あまり想定していなかったので、具体性に欠けている部分があるということで、そこについて整理できればと思う。

- 第2章でさまざま挙げた子どもの権利の中のいくつかの部分について、支援体制を整備しなければならないということであれば、第2章の権利の中で、市が行政施策を通じて保障していかなければいけないものとは何なのかということ、この条文で分かるようにしておく必要があるのではないか。

○事務局

6月9日の時点でこの部分の表現が変更になっていて、変わる前が、「市は、あらゆる差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組みを行うよう努めなければなりません」という表現だった。この部分について、「具体が見えない」という意見があり、今回のように修正したのだが、前回、この部分については議論されないまま今回に至っている、実際のところ、具体的な想定がないまま現在に至っている部分がある。この場においては、以前の「市は、あらゆる差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組みを行うよう努めなければなりません」という表現のほうに馴染むが、では、これからどういう具体的なことを意図して、この一文を生かしていくのかという部分についてこの場で議論していただければ、それに応じた形で、26日に開催される法令審議会に出していきたいというように考えている。

- 「市は、あらゆる差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組みを行うよう努めなければなりません」というのは、子どもだけに限ったことではない。行政は、当然そういう姿勢であるべきであって、この条例の中にそのような文言を入れる必要が果たしてあるのだろうかという気がする。
- ①と②が具体的な場所や機会のことを言っているのに、③だけが非常に唐突な感じになっているように思う。
- ①と②に極めて具体的な施策に結び付くようなものがありながら、③が非常に抽象的な表現で、浮いてしまっているのも、③については削除しても支障は無いと思う。

◆第4章（子どもの権利を保障するための仕組）について

○事務局

4章については、今までの分科会の会議の中で、実質的にあまり検討してきていないという経緯があるが、1では、「相談及び救済」ということで、4章の総論的な部分をいちばん初めに書いている。

2の「子どもの権利擁護委員の設置など」では、具体的にどのようにして権利擁護委員を設置するのかということを書いているが、川西市や札幌市などの多くの他の自治体においては、「附属機関」として救済委員の制度を作っている。附属機関とは、市の求めに応じて意見を提言するところであり、実際の物事をやっていくのは行政で、附属機関のほうで何かを行うということはないという仕組みになっているが、多くの自治体では、子どもから救済の申立てがあった場合には、勧告を行うなど、あたかもそのような権限があるような作りになっているのに、実は、附属機関にはそのような権限がないということで、権限が無いのに有るように装っているのではないかということで、青森市においても、同様に附属機関という形態で設置するというのは、法律上の仕組みと乖離があって、難しいのではないかとということになっている。現時点では、市のどこかの機関に属して、そこで相談を受けて救済をするというような仕組みにするということを考えている。また、以前は、権利擁護委員会という組織を考えていたが、附属機関ではなく非常勤の嘱託職員という形となるので、「会」ではなく「委員」とし、委員が集まって話し合いをするための会議については、条例施行規則に規定するということを考えている。また、委員の任期等についても、嘱託職員でやるとすれば、要綱に規定することになることから、条例には規定しないということで、そのようなことを踏まえて、以下の①から⑤までの項目としている。

3の「委員の職務」については、これまでは、行政処分的な強制力を思わせる「勧告」や「要請」などの言葉を使っていたが、「勧告」や「要請」など、実際には力が無いのに、あるように装うような表現を使うのはいかがかということで、実態に合った表現に修正している。

4の「委員への協力」は、①が、以前は、「市の機関は、委員の独立性を尊重し、その職務を積極的に支援しなければなりません」という表記になっていたが、委員が独立機関ではないことから、「独立性」という言葉を使用せずに、「委員の職務を尊重しなければなりません」という表現に変更している。

5の「調査相談専門員」では、調査相談専門員を置くということを規定して、職務の内容や人数などについては、規則等に規定するということにしている。

最後に、12ページにある（1）から（4）までの項目については、条例ではなく規則に規定するということにしている。

- 第4章のタイトルについて、「子どもの権利を保障するための仕組」となっているが、子どもの権利を保障するというのは、とても広い概念で、全てのことに掛かってくるものになるが、4章の内容は子どもの権利擁護委員のことについて言っていて、このタイトルだけでは、少しイメージしづらいということがあると思う。そういうことを考えると、タイトルは「子どもの権利を擁護するための仕組」、もしくは、「子どもの権利を救済するための仕組」と言ったほうが内容が分かりやすいと思う。
- 言葉としては、救済という言葉を使いたいと思うが、ここでは、「権利を救済する」という言い方はおかしいので、「権利を擁護する」と言ったほうがいいのかと思う。
- 4の「委員への協力」の①で、「市の機関は、前項に掲げる委員の職務を尊重しなければなりません」とあるが、「職務を尊重する」という表現が、少し舌足らずのような感じがする。「自主的な職務遂行を尊重する」という意味合いで、「尊重する」という言葉が残っているのだと思うので、ここは、「職務の遂行を尊重する」としてはどうか。
- 「委員の職務を支援しなければなりません」というのはどうか。
- 自主的な職務遂行を支援、協力することなので、「委員の職務に対し支援、協力しなければなりません」ということではどうか。
- 3の「委員の職務」の⑥に、調査方法ということで、市の機関に対し説明を求めたり、記録の閲覧や提出を求めることができるというように規定したが、臓器移植の関係で、児童相談所に虐待の記録を求めたら、個人情報なので出せないと言われたなどという事例もあった。4の①は、「市の機関は、委員の職務に対し支援、協力しなければなりません」ということだが、市の機関に対して資料を出してほしいと言ったときに、個人情報に関わるものなので出せないなどと言われたときのことを想定し、その場合、委員はどこまで対応できるのかということについて、事務的な部分について整理をしておくなど、今後、議論しておく必要があると思う。
- 川西市のオンブズパーソンは附属機関だが、例えば、記録は出せないと言われるようなことがあったりして、委員の調査に限界がある場合、川西市などのオンブズパーソン条例から引用できるような部分は何かないのか。
- 権利条例には書いてあるけれども、記録を出してくださいと言ったときに、執行機関との力の関係において、向こうの力のほうが強かったら、「出せません」と言われたら出してもらえないわけで、川西市などで擁護委員を附属機関とすることによって、権限が担保されているものが何かあるのかということ、言っているのであって、私もその部分については、技術的にどのような方法があるのかということについてよく分からない。条例には書いてあるけれど実効性は無いということは分かったが、なぜ青森市ではできないのか、なぜ川西市ではそうしているのかということ、そのあたりの行政の仕組みについて詳しい方などからセカンドオピニオン的に説明していただくことができれば、すっきりとすると思う。

○事務局

札幌市や川西市では附属機関というグレーな位置付けをしているが、結果として、附属機関

の権限自体は本市と変わらないものということになる。

◆終わりに

○事務局

会議の冒頭でスケジュール変更のお話をしたが、次回の開催について、8月8日から12日までの皆さんの日程を、後日こちらから電話で照会させていただくので、皆さんのご都合について教えていただきたいと思います。その中で、委員の皆さんがいちばん多く集まれる日を次回の開催日とさせていただきたいと思うので、よろしく願いしたい。次回は、骨子案について、最終的に決めを打つということになるが、今回の議論の中で、若干修正する部分などが残っているので、その部分についてまた整理したうえで、皆さんにご提示させていただきたいと思う。